

**一般財団法人 前川報恩会
平成 26 年度第 1 回評議員会議事録**

1. 日 時 平成 26 年 6 月 20 日 (火) 午前 10 時 00 分

2. 場 所 東京都江東区牡丹三丁目 14 番 15 号
株式会社前川製作所 本社ビル 8 階プレゼンテーションホール

3. 出席者 本人出席 評議員：中 章・笠原 敬介・鵜飼 信一・清水 康之・丁 宗鐵
監事：須田 徹・茂田井 純
理事：宮野 忠夫
欠席 評議員： 本間 謙伍
評議員現在数 6 名 出席者 5 名

4. 議 案 第 1 号議案 平成 25 年度事業報告の件
第 2 号議案 平成 25 年度決算報告の件
第 3 号議案 平成 25 年度公益目的支出計画実施報告の件

5. 議事の経過及び結果

【定足数報告等】

開会に先立ち、事務局次長柴雄介より、現在評議員総数 6 名中 5 名の出席により定款第 20 条に定められた定足数を満たすため有効に開催される報告が行われた後、定款第 19 条に基づき、互選により評議員中章が議長となり開会を宣言した。

【議事録署名人の選出】

議長は、議事に先立ち、本評議員会議事録署名人について定款第 21 条第 2 項に基づき評議員笠原敬介を推薦し、出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

【決議事項】

第 1 号議案 平成 25 年度事業報告の件

平成 25 年度の事業報告について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より議案書記載の通り説明がなされた。続いて以下の論点について、質疑応答がなされた。

評議員清水康之より、調査委員・推薦委員の役割及び任期に関して質問がなされた。これに対して事務局次長柴雄介より、学術研究助成と地域振興助成に関しては能動型助成としての選考プロセスをとっており実質的には調査委員が一次審査を、推薦委員が二次審査を担っている点に関して説明がなされた。また、それぞれの委員の任期に関しては特段の定めはなく本年度の学術研究助成においては本年度の助成テーマに精通した先生方に

お願いするということで 1 助成事業年度分の任期をお願いしており、地域振興助成の各委員に関してもこれに準じている旨の説明がなされた。評議員清水康之よりまた、学術研究助成に関して予算に比して約 200 万円少なくなっているのに対して、地域振興助成に関しては 250 万円増額されている経緯についての質問がなされた。これに対して事務局次長柴雄介より、①学術研究助成に関しては 1 次審査を担う調査委員により 24 名の候補者が選出されたが、うち 4 名に関しては 2 次審査を担う推薦委員からは否定的なコメントを頂き 4 名分の減額案が決定した旨、②これより後に選考を行った地域振興助成に関しては良質な事業が多数あったため学術研究助成で浮いた分を上乗せした旨の説明がなされた。

評議員笠原敬介より学術研究助成に関して、大学の特許取得に対する助成金という枠を設けた方が、特許という具体的な成果が得られる観点から良いのではないかとの意見が出された。

評議員鶴銅信一より評議員笠原敬介の意見に対して、“特許取得のための研究”という様な分野を学術研究の中に設けて、段階的に助成活動を行っていくのはどうかとの意見が出された。第 1 段階（初年度）は特許取得を狙う研究に対して助成を行い、この成果が出た後に第 2 段階として特許取得費用として助成を行い、最終的にはこの特許を用いた事業化（TLO 等）に対して助成を行うという仕組みは如何か、との意見が出された。

評議員清水康之より、評議員笠原敬介の提案に対して大きく賛成であるとの意見が述べられた。

評議員丁宗鐵より、助成事業に関する報告書の有無とこれを評議員が閲覧することが可能かという点に関して質問がなされた。事務局次長柴雄介より、報告書はあり閲覧が可能である旨の回答がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 2 項第 3 号の規定を満たし、承認された。

第 2 号議案 平成 25 年度決算報告の件

平成 25 年度の決算報告について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より議案書記載の通り説明がなされた。続いて監事須田徹よりこの度の決算書及び財産目録が適正である旨の説明がなされた。続いて監事茂田井純一からも同様の説明がなされ更に、約 35 億円の資産に関しては四半期ごとの資産運用委員会において過度な毀損が無いように運用がなされていることが説明された。

評議員清水康之より、運用収益に対して約 20% 分の源泉徴収が行われている点に関して、やはり公益財団法人化を行うべきでは無いか、また財団としての自由度を確保しながら運営を行っていきたいのであれば非営利型一般財団法人に移行する道もあるのではないか、との意見が出された。これを受けて事務局次長柴雄介より、非営利型一般財団法人には既に移行済みであり、財団運営の自由度を確保しつつ営利型よりは公益的な組織となっている旨の回答がなされた。続けて監事茂田井純一より、かつて営利型の一般財団法人

であった際には確定申告を行うことで源泉徴収分に関しては還付が受けられたが、非営利型の現在は還付を受けられない旨の説明がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 2 項第 3 号の規定を満たし、承認された。

第 3 号議案 平成 25 年度公益目的支出計画実施報告の件

平成 25 年度の公益目的支出計画実施報告について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より、本評議員会の承認を得た後に内閣府に提出し、内閣府より修正の指摘がある際には当該指摘に基づき理事長が修正し監事による確認を経たうえで、再度の提出を行う旨を説明した後、議案書記載の通り説明がなされた。続いて監事須田徹より、貸借対照表上的一般正味財産額が約 36 億円に対して公益目的財産残高が約 96 億円あるという点に関して、貸借対照表上の額が取得原価であるのに対して公益目的財産額は前川報恩会が一般財団法人に移行した時点の資産の時価評価額である旨の補足説明が行われた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

【その他報告事項】

平成 26 年中の資産運用状況について、事務局次長柴雄介より説明がなされた。

以上をもって、本日の評議員会の議事等は全て終了したため、事務局次長柴雄介が議事録を作成し、定款第 21 条第 2 項記載の通り議長及び出席者の互選により選出された評議員笠原敬介が記名押印することとして、午前 11 時 15 分閉会した。

平成 26 年 6 月 20 日
一般財団法人前川報恩会 評議員会

議 長

中 章



出席代表者

笠原

敬介

